

A社：大阪市西成区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅2物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので3ヶ月間、短いもので54日間継続して広告。

B社：兵庫県加古川市所在 免許更新回数（3）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅3物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので2か月間、短いもので1ヶ月間継続して広告。

C社：兵庫県姫路市所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅2物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので2か月間、短いもので1ヶ月間継続して広告。

D社：神戸市中央区所在 免許更新回数（7）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅1物件

■ おとり広告（契約済み物件）

◎ 既に契約済みであるにもかかわらず、新規に情報登録を行い、10ヶ月間継続して広告。

E社：大阪市中心区所在 免許更新回数（2）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅2物件

■ おとり広告（契約済み物件）

◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、いずれも51日間継続して広告。

F社：京都市左京区所在 免許更新回数（1）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅3物件

■ おとり広告（契約済み物件）

◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、長いもので半年間、短いもので10日間継続して広告。

G社：大阪市城東区所在 免許更新回数（2）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅1物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、2か月間継続して広告。

H社：神戸市西区所在 免許更新回数（6）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅1物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、3か月間継続して広告。

I社：京都市下京区所在 免許更新回数（4）
《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》
対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅1物件

■ おとり広告（契約済み物件）

- ◎ 新規に情報公開後に契約済みとなり、取引できないにもかかわらず、8か月間継続して広告。

J社：神戸市灘区所在 免許更新回数（1）

《措置：嚴重警告・違約金、義務講習会受講》

対象広告：ポータルサイト

賃貸住宅8物件

■ 取引内容の不当表示

- ◎ 「築年月 2015年01月」と記載 ⇒ 2005年1月建築（3物件）。
- ◎ 「向き 西」と記載 ⇒ 南東（2物件）。

■ 取引条件の不当表示

- ◎ 「住宅総合保険等の損害保険料：－」と記載 ⇒ 損害保険料が必要。
- ◎ 「保証人代行 ー」「保証人不要」と記載
⇒ 保証人が必要であり、かつ、家賃保証会社を利用することが取引の条件（3物件）。
- ◎ 「保証人代行義務 ー」「保証会社 ー」「保証会社詳細 ー」と記載
⇒ 家賃保証会社を利用することが取引の条件である（2物件）。
- ◎ 「保険加入／料金 有／25,000円」「保険名／保険期間 ー／2年」と記載
⇒ 2年間で29,190円（2物件）。
- ◎ 鍵交換費用が必要であるが、その旨及びその額不表示（2物件）。

■ 表示基準違反

- ◎ 「取引態様 一般」と記載 ⇒ 媒介（仲介）の文言不表示（2物件）。

※ J社は平成29年12月15日に当協議会から違約金課徴措置を、また、令和元年8月23日に警告の措置を受けている。